

公 募

平成30年 8月10日
国立研究開発法人水産研究・教育機構
中央水産研究所長 前野 幸男

下記の業務を行う特定の技術等を有する者を公募します。応募される方は、本公募内容を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

記

1. 件 名 国立研究開発法人水産研究・教育機構所蔵古文書の日録作成業務
2. 募集内容 国立研究開発法人水産研究・教育機構所蔵古文書目録作成業務の請負が可能な者
3. 業務内容 別紙「業務仕様書」による
4. 応募資格
 - (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」に格付けされている者であること。
 - (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
5. 提出書類
 - ① 応募申込書（別紙様式）
 - ② 国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し
 - ③ その他参考となる資料
6. 書類の提出場所等
 - (1) 提出期限 平成30年 8月31日 17時
 - (2) 提出場所及び問い合わせ先
〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦2丁目12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構

中央水産研究所 業務推進部業務管理課 用度係

TEL 045-788-7626

FAX 045-788-5001

上記5の提出書類を直接又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに到着するよう提出すること。）

7. 質疑等

質疑がある場合には、平成30年8月24日までに上記6. あてにファックス又はメール（メールの場合はアドレス照会のこと。）にて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表する。なお、当該日以降に質疑があった場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

8. 応募結果の公表等

応募の結果は、当機構のホームページで公表します。

なお、上記3及び4の要件を満たす応募が一者の場合には、当該者との随意契約に移行することとなります。

また、応募が複数ある場合には、一般競争入札に移行することとなります。その場合には、別途、公告します。

9. その他

提出書類の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しないものとします。

10. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記（１）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区別のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本公募の結果、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 国立研究開発法人水産研究・教育機構所蔵古文書の目録作成業務

2. 業務目的

本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所図書資料館に保管されている漁業制度資料（第二次大戦後、水産庁が漁業制度を改革するにあたり全国の漁村における漁業の実態を把握するため昭和24年度～29年度に行われた「漁業制度資料調査保存事業」によって収集された近世から戦前に至る古文書及び筆写資料）のうち、下記（1）～（3）の作業を行う。和歌山県は、紀伊水道に面した古くからの漁業先進地である。近世以来の「旅漁」の根拠地として、主に関東への鰯漁の出漁が盛んであった。近代以降は、海運の重要港としての役割が中心となっている。近世以来の漁業および生活文化の実態と変遷を知る上で重要な情報を提供しうることが期待されることから、これら古文書を活用した漁業に関する歴史的・経済的な研究の進展に資することを目的とする。

3. 業務場所 国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所
(神奈川県横浜市金沢区福浦2丁目12-4)
及び 請負業者指定場所

4. 業務期限 平成31年3月15日

5. 業務内容

(1) 「漁業制度資料」の古文書のうち、次の資料群についての古文書目録の原稿を作成する。

松宮百合子家文書（和歌山県有田郡湯浅町、約 350 点）

野原茂八家文書（和歌山県有田郡広川町、4 点）

中川悦冶家文書（和歌山県和歌山県日高郡由良町、5 点）

湊漁業協同組合長家文書（和歌山県田辺市、8 点）

堅田漁業協同組合文書（和歌山県西牟婁郡白浜町、3 点）

中漁業協同組合文書（和歌山県西牟婁郡白浜町、19 点） 合計約 389 点

（注：作業過程での精査により、上記史料点数が若干数変動する可能性がある。）

① 上記の資料群に関する資料目録の原稿を作成するための基礎作業として素目録を作成する。

- ② 上記の目録原稿を作成するために、必要に応じて現地調査を行い、資料群の旧所蔵者の特定、資料群採訪の経緯、資料群に関する現地の情報の収集を行う。

(2) 以上に加え、「熊谷節子家文書」（宮城県気仙沼市）の一次目録を整理番号 977 番から取り、そのエクセルデータを 500 点分作成する。

(3) 上記(1)の6つの史料群についてデジタルカメラによる写真撮影を行う。終了時点で 9,000 枚に達しなかった場合は、「熊谷節子家文書」整理番号 1661 より撮影し、合計で 9,000 枚の写真撮影を行う。成果品はデータベース化や将来の電子アーカイブでの公開を念頭に、画像を JPEG ファイルとして保存し、成果品は電子ファイルもしくはハードディスクで提出すること。

6. 設備等の提供

請負業者は、古文書整理業務を遂行するために必要な設備等の提供を受け、または使用することができるものとする（その他の項参照）。

7. 成果品の提出

目録原稿、電子ファイル並びに撮影済み映像の電子ファイルとする。電子データでの納品に際し、事前にウイルスチェック等の対策を充分に行うこと。

なお、本目録は当所ホームページで電子公開する予定であり、このことを配慮した原稿作成を行うこと。

「中央水産研究所所蔵古文書（漁業制度資料）の概要」（平成18年3月刊行）

URL http://nrifs.fra.affrc.go.jp/book/lib_index.htmlを参照。

8. その他

(1) 請負業者は、業務従事者名簿を提出する。変更が生じた場合は速やかにその旨申し出ること。

(2) 古文書撮影に必要な機材、物品は原則として請負業者の負担とする。中央水産研究所での作業に使用する作業スペース、また、パソコンは中央水産研究所で提供することができる（注：所有以外のパソコンは所内ネットワークに接続できません）。画像保存用のDVD、ハードディスク等は請負業者が用意するものとする。

(3) 本業務は平成7年度から継続している古文書整理業務を継承しており、これまでに得られた成果物の精度を維持する必要がある。このため、業務の遂行には対象資料が形成された近世期、明治から戦前期の漁業制度を理解し、かつ漁村漁業資料の判読等の知識のある者があたるとともに、当所より提供するこれまでの成果物「漁業制度資料調査保存事業」にかかる参考資料を熟読理解の上、精度の維持・向上に努めること。

また、対象とする古文書の取り扱いについては慎重を期し、破損、汚損のないよう十分な注意を払い、保存と修復、整理方法と解読、古文書撮影とその保管並びに地域資料の調査方法に関する知識・経験のある者が業務に従事すること。

(4) 仕様書に基づくほか、詳細にわたる事項又は疑義が生じた場合は担当者と協議の上、実施するものとする。